

2025 年 1 月 6 日

各位

大栄環境株式会社
代表取締役社長 金子 文雄

管理型最終処分場（三重中央開発）拡張による供用開始に関するお知らせ

当社子会社の三重中央開発株式会社は、かねてより進めていた管理型最終処分場の拡張について工事が完了しましたので、下記の通りお知らせいたします。

1. 概要

三重中央開発株式会社は、三重県伊賀市にある三重リサイクルセンターにおいて、管理型最終処分場の拡張に向けた工事を 2020 年 3 月に着工しました。工事は 2 つの区域（1 工区、2 工区）に分けて実施し、1 工区は 2022 年 3 月に工事が完了。同年 3 月 31 日付で産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可証が交付され、先行して供用を開始しました。

その後、2 工区の工事を開始し、2024 年 12 月 19 日付で三重県より（産業廃棄物及び一般廃棄物）使用前検査結果通知書が交付されました。

当該施設は、拡張部分においても、既設と同様に一般廃棄物についての許可も取得しており、頻発する自然災害による災害廃棄物の迅速な処理に対応するための受け皿としても重要な役割を担っています。資源循環システムをより高度に構築するとともに計画的に最終処分場を整備することは持続可能な社会の実現に不可欠であり、最終処分場の開設は業績や企業価値向上、そして『100 年企業の基盤づくり』に寄与するものと考えています。

2. 管理型最終処分場の内容

所在地 : 三重県伊賀市予野字鉢屋 4606 番 他 101 筆

施設の種類 : 管理型最終処分場

許可容量 : 12,807,077 m³（内、拡張部分 6,641,181 m³）

※許可容量及び拡張部分の表記については 2022 年 3 月 31 日に交付された許可証から変更ありません。

許可品目 : 【産業廃棄物】

- ①廃プラスチック類 ②金属くず③ガラスくず等④燃え殻⑤汚泥⑥紙くず
⑦木くず⑧繊維くず⑨動植物性残さ⑩ゴムくず⑪鉱さい⑫がれき類
⑬ばいじん⑭処分するために処理したもの

※①②③は水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※①③⑫は石綿含有産業廃棄物を含む。

※④⑤⑪⑬は水銀含有ばいじん等を含む。

※水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等は、
使用され、又は含まれている水銀又はその化合物の割合が
相当の割合以上であるものとして、廃棄物の処理及び清掃
に関する法律施行規則第7条の8の3に定めるものを除く。

【特別管理産業廃棄物】

特定有害廃石綿等

【一般廃棄物】

し尿処理施設及び生活排水処理施設から発生する汚泥等、粗大ごみ、焼却灰

3. 施設の様子



■本リリースに関するお問い合わせ先

大栄環境株式会社 総合政策本部 IR・サステナビリティ推進部

TEL : 078-857-5276 (受付時間 : 9 時~17 時)

メールでのお問い合わせは[こちら](#)から